

議員提出議案第2号

議会の議員の議員報酬及び政務活動費の特例に関する  
条例の設定について

議会の議員の議員報酬及び政務活動費の特例に関する条例を  
次のように設定するものとする。

令和2年（2020年）4月28日提出

豊中市議会議員

中 島 紳 一                      宮 地 和 夫

坂 口 福 美                      大 石 利 彦

三 原 和 人                      白 岩 正 三

石 原 準 司                      大 町 裕 次

吉 田 正 弘

酒 井 哲 也

今 村                      正

大 野 妙 子

（提案理由）

議会の議員の議員報酬及び政務活動費について減額特例措置  
を講じるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び政務活動費の特例に関する条例

第1条 議会の議員の議員報酬の月額を、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊中市条例第18号）

第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からそれぞれ30,000円を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

第2条 政務活動費の月額は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの間、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年豊中市条例第6号）第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める月額から30,000円を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。
- 2 令和2年4月に、豊中市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定に基づき政務活動費の交付を受けた会派は、同年6月30日までに、既に交付を受けた額と第2条の規定に基づいて算定した額との差額を返還するものとする。